



2006年8月15日 発行

2006年夏号

<第9号>

編集・発行/社会福祉法人ワークスユニオン 代表/山川宗計 〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1丁目17-18 TEL06(6556)0881 FAX06(6556)0882 union@h9.dion.ne.jp http://www.v-aid.org/union/

特集 障害者差別禁止法の  
制定を求める特別号

《アピール》

# 「障害者差別禁止法」の制定を求める

社会福祉法人 ワークスユニオン

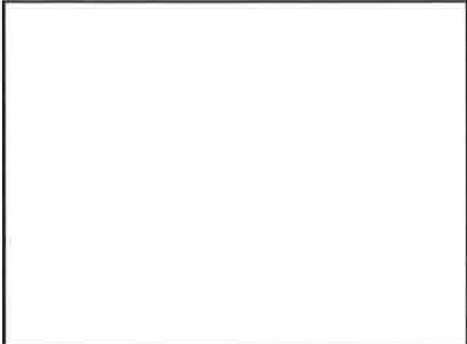
理事長 下野 英世

私が会長を務める摂津市医師会では、一昨年、全国に先駆けて「障害者差別禁止法の制定を求める決議」を採択し、会報にそれを発表しました。

またNPO法人アビリティーズ会報と日本弁護士会の障害者差別禁止法のための冊子に、その概要が紹介されました。医師会としては心の底からわき出た心情を、決議文として人々に呼びかけたものであり、未だそれが実現していないことに、障害をもった人々に対する日本社会の考えの至らなさを痛感せざるを得ません。

ワークスユニオンは、その理事の一人に池田直樹弁護士を

有していて、池田弁護士こそ、日本における障害者差別禁止法制定推進の第一人者であり、日弁連の委員会の副委員長でもあります。



私は池田弁護士とアビリティーズの伊東弘泰会長に触発

されて、医師会としての決議文を出しました。

この度、ワークスユニオンとして声を発することは遅きに失してはなりません。何故なら差別禁止法の制定は道なお遠く、障害者基本法に「障害者を差別してはならない」の一文を入れて事足りれりとする、我が国の国会の現実があるからです。

また、障害者自立支援法の名のもとに、お上りマライゼーションの理念に真つ向から矛盾する、「応益負担」なる政策を推進する厚労省と国会の与党自民公明党が存在するからであります。

障害者が支援を受けて、社会生活のスタートラインに健常者と共に立つことは「応益」ではなく、当然の権利でなければならず、それを「応益」とする政府、与党の支配下にこの国がある限り、私たちの戦いはずっと続けていかなければなりません。

山川さんをはじめ、多くの福祉活動家はそういう現実をよく知りつつも、政治的に戦うよ

り、まず自らがなし得る支援活動に全身全霊をなげうっています。いつ実現するか分からない政治的課題に関わっている時間もなく、今の目の前の課題に懸命なのです。

そういう活動家に私はいつても敬意を払い、脱帽し、陰ながらの応援をしてきただけなのですが、今回ワークスユニオンが声明を出すに及んで、一文の寄稿を求められました。



池田弁護士によれば既に世界四十四ヶ国で差別禁止法が制定されていると聞きます。それを当然のこととすべき、私たちの社会的土壌を作ってきたいものです。

(二〇〇六年七月一日)

# 『障害者差別禁止法』制定に向けて

社会福祉法人 ワークスユニオン 理事

日弁連 障がいのある人に対する差別を禁止する法律  
に関する調査研究委員会副委員長

弁護士 池田 直樹

## 『新しい差別概念』

通常「差別」とは、「不利益  
取り扱い」を指します。

今までの例としては、市民プ  
ールは誰でも利用できるはず  
なのに「精神障害者は入れませ  
ん」という扱いをしていたこと  
があります。これは明らかに

「障害を理由とした差別」とい  
えます。このような差別の考え  
方は既に承認されており、法律  
の分野でも違法とされており、  
差別に対しては損害賠償請求  
が認められています。

ところで、障害のある人は  
「保護の客体」ではなく「権利  
の主体」であると言われるよう  
になってかなりの年月が過ぎ  
ましたが、未だに障害のある人  
にとって、住みにくい場面に  
多々遭遇します。

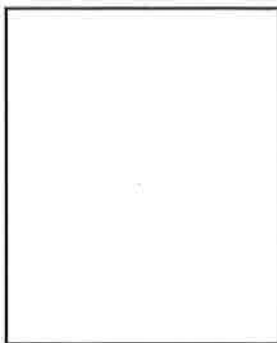
通路に段差があつて目的地  
(会場)に入れない、高架駅に

車いすで上がれず電車に乗れ  
ない、聴覚障害のある人に対し  
て手話通訳保障がされていない  
、駅のホームの安全柵がない  
ために視覚障害のある人がホ  
ームから転落する事故が後を  
絶たない、選挙公報などが知的  
障害のある人に分かりやすく  
書かれていないため候補者の  
主張が理解できない、など。

は「負担」となり小さな事業所  
では経営を圧迫することもあ  
りえます。そこで、一方で「配  
慮を義務付け」つつも、他方で  
「合理的範囲内に限定」すると  
いう調整が必要になります。

このようにして「障害のある  
人に対して合理的配慮は義務  
だ」「合理的配慮をしないこと  
は違法(差別)だ」といえるこ  
とになります。この義務を定め  
た法律として障害者差別禁止  
法を制定する必要があります。

「**『国外国の法律と日本の法律』**  
アメリカでは1990年に  
連邦法で障害者差別禁止法を  
定め、合理的配慮義務を定めて  
おり、イギリスも1995年同  
様の法律を制定しています。そ  
して国連人権規約委員会は2  
001年8月日本政府に対し  
て障害者差別禁止法の制定を



勧告しています。また、現在国  
連では障害者権利条約を制定  
する作業が進められており、今  
年の8月には草案が起草され  
る可能性があります。ここでも  
合理的配慮義務が盛り込まれ  
ています。

ところが、日本では1993  
年障害者基本法が制定されま  
したが差別禁止条項は規定さ  
れず、2004年改正で「何人  
も障害者に対して、障害を理由  
として、差別することその他権  
利利益を侵害する行為をして  
はならない」と定めました(同  
法3条3項)。しかし、ここで  
は「合理的配慮義務違反は差別  
である」とは定めていません。  
また、この法律は「基本法」  
であつて、個々の差別事例に対  
して、具体的に救済するための  
法律ではなく行政に指針(ガイ  
ドライン)を定めた法律なので  
す。具体的な救済の役に立ちま  
せん。

注目する必要があります。

## 『日本の障害者政策の後進』

日本の障害者政策は198  
0年「国際障害者年」、198  
1年から十年間「国連・障害者  
の十年」さらに「アジア太平  
洋・障害者の十年」と完全参加  
と平等を基本として施策を推  
進してきており、その実績には  
大きなものがあると言えます。

しかし、障害のある人が権利  
の主体として社会参加するた  
めには、一方において当事者本  
人に対する「日常生活支援」と  
当事者本人を取り巻く社会の  
側の「環境整備」(差別禁止法  
がこの分野を担う)とが、いわ  
ば車の両輪として保障されて  
いかなければなりません。

その意味で、前者の保障を後  
退させる自立支援法の制定は  
厳しく批判されなければなら  
ないといえます。このような流  
れは障害のある人の完全参加  
と平等という最近二十年の国  
際的な潮流に逆行するもので  
あり、差別禁止法制定運動を目  
本国内の各所で盛り上げてい  
く中で国際的な潮流に乗って  
いく必要があるといえます。

ただ、現在千葉県で議論され  
ている「障害者差別禁止条例  
(障害のある人もない人も共  
に暮らしやすい千葉県づくり  
条例)」には明記されており、

# 「あたりまえ」の生活を目指して

障害者自立支援法が施行され、一割負担がかかるようになりました。いよいよ、福祉もお金のかかる時代になります。

親亡き後を支える「ワークスユニオン」と、そこで生きていく利用者たち。

ビジネスとしての支援など、そこには存在しません。今、必要なのは、時代を逆行する制度に歯止めをかける**「障害者差別禁止法」**を早期に制定することです。

## 「吹きさらし」の生活

多くの障害者はいつの時代も、「吹きさらし」の生活を強いられています。

「吹きさらし」とは、建物が粗末なことではありません。社会や制度が変わるたびに、生活の場を変えられ、安定のしない生活を強いられている彼らの現状です。

ワークスユニオンでは、あえて集合型グループホームのスタイルをとってきました。

グループホームの開所当時は、役人から「ミニ施設化だ」という批判もありました。

## 「働く場が欲しい」

地域で生きていくのは、容易な事ではありません。

とにかく、何をやるにもお金がかかるのです。

「地域で生活したい」↓  
「でも就職出来ない」↓  
「だから生活保護」という手段しか、収入のない利用者にはありません。

でも、その構図に落ち着かせたくない職員の想いがあります。

障害を持つている彼らは、就職をしても、人間関係などから仕事を長く働き続けることの困難なケースが多いのです。

しかし、「会社で働きたい」という思いをかなえるために、ユニオンとして、エルチヤレンジなどの利用も積極的に取り入れてきました。

現在、清掃会社へ就職した利用者は、十名を超えました。しかし、一般企業への就職は、法定雇用率の未達成企業に対する罰則規定などが法律に盛り込まれない限り、障害者雇用が進まないのが現状です。

「能力が無いから…」その

## 「選択肢の少ない生活」

入所施設に入ると、グループホームで暮らすより安くなります。

生活を「安かろう、楽だろう」で守ってしまうだけでは、満たされません。

自分で決めた事は、どんなに辛い思いをしても頑張っていけるものです。

彼らは、「安定した生活を与えられる」のではなく、「汗水を流してでも、自分の納得した生活を獲得したい」のです。

## 「トータルケアと差別禁止法」

利用者たちは言います。「生活保護はいらんから、給料もらって、生きたいよ」「結婚したいし、一人暮らしがしたい」

こんなことは、普通の人なら誰でもあたりまえに考えられる選択肢です。

しかし、彼らにはその「あたりまえ」を選択肢にすることができません。

「能力が無いから…」その

公然とした差別の中で、いまだに彼らは苦しんでいるのです。

「昔、どうしても仕事が続けられない」と仕事を放り投げってしまった年配の利用者の言葉に、学ばされた事があります。

「一生懸命やって、出来なくて何が悪い。出来るのにやらない人は、世の中にいっぱいいるやないか。」

障害を持つ彼らを守る法律、「障害者差別禁止法」は、すでに世界の四十二カ国以上で制定されています。

今までのように障害者を福祉法で「保護」するのではなく、今、「権利」として見直す時です。

今秋の制度改正のように、地域で生活しづらい制度を作らせない為にも、「障害者差別禁止法」の制定が必要で

す。利用者の皆さんが「あたりまえ」の生活を目指すよう、強く求めていきたいと思

います。

(荒木)

「障害者差別禁止法」の早期制定を求める要望書(抜粋)

ワークスユニオン後援会

(平成十八年六月十六日)

①障害をもつ人たちが、いま地域生活で暮らしていくためには、現行の「障害者基本法」では不十分で、「障害者差別禁止法」の制定が不可欠であり、大阪市としても、同法の早期の制定を国に要請する「市議会決議」を行われたいことを要望いたします。

②私たちは、私たちの暮らす大阪市が、障害をもつ人たちの人権を尊重し、全ての人にとって「優しく住みやすい町」となることを願って、「大阪市障害者差別禁止条例」を早急に制定されることを要望いたします。

③障害をもつ人が、本人の希望によって地域で暮らすことは権利です。しかし、その生活を支えるためには、その時々々のきめ細かな支援が必要です。大阪市における地域支援を前進させるために従前と同様の、国の基準を超える施策の充実を要望いたします。

私が思っていること

私は、清掃の会社に就職して、「アスク大正」というマンションで暮らしています。家賃のほかに、国のほうにお金を払わなければならないから苦しいです。毎月貯金を切りくずして、払っていかねばなりません。少ししいやな事があったら、仕事をやめられない。やめると今おる部屋には住めなくなるから。実さい、やめたくなるほうが多いです。でも今の家に住みたいです。役所で身体障害者の人がパソコンとか事務かんけいの仕事をしているのを見ます。でも私は、さがしてもすぐに仕事が見つかりにくいです。私はもう、少し遅いけど、次に卒業する人には、きょうみがあれば「パソコン」とかを教えてもらって、事務の仕事とかも出来たらいいなと思います。私らのことを、色々な面から見て欲しいと思います。出来る事もあるけど、むずかしいこともある。ちゃんと見て欲しいです。(佐藤 歩)

「ヘルパーがいなくては出かけられない」

『もしもしー、今どこかわからんとこにいるんやけどー』。幾度となく、Nさんからこのような電話を受けました。Nさんは作業所に通っています。彼は、記憶が突然途切れてしまうことがあり、自分がどこにいるのか、分からなくなってしまうます。そのため、作業所への送迎をヘルパーに依頼しています。

最近では、バリアフリーが進み、エレベーターやスロープも増えてきています。しかし、彼にとってのバリアフリーは、ヘルパーの存在そのものなのです。

今年度より制度が変わり、ヘルパーを使うことにも、負担がかかるようになってきました。このままでは、彼は、作業所に通うことが、難しくなっていくます。

誰であつても普通に生活をする権利があるはずですが、彼の困難を、どれほどの人が知っているのでしょうか。

今、身近で見ている私達が、声をあげていく時なのだと感じています。(宮崎)

編集後記

暑い夏を迎え利用者も、「家族との楽しい夏休み」や秋の「旅行」への期待で、心踊る時節を迎えています。周りの楽しい雰囲気の中に、ぼつんと悩んでいる表情のTさんの姿が目にとまりました。

彼女は、この春に念願の就職を果たし、生活のための経済的不安が消えたことをとても喜んでいました。

でも、周りのみんなが、楽しみにしている「旅行」には、今までのように参加したいのです。それに行けないことは、彼女にとっては耐え難いほど辛いのです。

「頭では、分かっているけど、この気持ちを抑えることが出来ず、躰の調子までおかしくなってしまうそうなのです。」

この状態には、支援の手が差しのべられなければ、就労を継続することは叶わないのです。

とある先達は、知的な障害をもつ人の特徴を「思考の不連続」と表現し、普段の思考が連続している時には、特段の支援は必要ないが、その思考が途切れる時には、支援が不可欠と言っておられます。

知的な障害をもつ人にとって、このような時に「本人の理解できる言葉での助言や、周囲との関係調整」を行ってくれる人の存在は、不可欠で、「自分らしい充実した生活」を送り続ける上での必要条件といえます。

障害をもつ人が、「地域で働き、地域で暮らす」事は、権利です。その権利を明確に定めた基本法(障害者差別禁止法)が、未だ制定されていないが故に、国の財政難解消の一環として「障害者自立支援法」なる悪法も制定され、障害をもつ人の生活と権利が踏みつぶされようとしています。

福祉を再び前進させたいとの気持ちで、今回は特集を組みました。(南石)